

第2部 鉄道災害対策

列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、町は、県、国及び関係機関との連携を平常時から密にしておく必要がある。

第1章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

担当 防災総括班

風水害等対策編第3章第2節第4「情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

第2節 通信手段の確保

担当 防災総括班、企画班

1 鉄道事業者における通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

その際、電気通信事業者の協力を得るように努めるものとする。

2 町、県その他の防災関係機関における通信手段の確保

風水害等対策編第3章第2節第5「通信手段の確保」を準用する。

第3節 職員の応急活動体制の整備

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

風水害等対策編第3章第2節第6「職員の応急活動体制の整備」を準用する。

第4節 防災関係機関の連携体制の整備

担当 防災総括班

風水害等対策編第3章第2節第7「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第5節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、消防班

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町、消防機関、県警察、自衛隊及び県危機管理課他は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 町、県薬務課、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 消防機関は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。
- (2) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第6節 広報・広聴体制の整備

担当 防災総括班

風水害等対策編第3章第2節第13「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第7節 防災訓練の実施

担当 防災総括班、消防班

1 防災訓練の実施

- (1) 鉄道事業者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 町、県、県警察、消防機関、鉄道管理者は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町、県、県警察、消防機関及び鉄道事業者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、町、関東地方整備局、県交通政策課、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

(2) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該災害が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- ・死者5人以上の救急事故
- ・死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ・要救助者が5人以上の救助事故
- ・覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- ・自衛隊に災害派遣を要請したもの
- ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「救急・救助事故即報」又は「火災即報」によるものとする。

第2節 通信手段の確保

担当 防災総括班、企画班

風水害等対策編第2章第7節「通信連絡」を準用する。

第3節 災害対策本部の設置

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

風水害等対策編第4章第3節第1「災害対策本部の設置」を準用する。

第4節 災害対策本部の組織

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

風水害等対策編第4章第3節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第5節 職員の非常参集

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

風水害等対策編第4章第3節第4「職員の非常参集」を準用する。

第6節 広域応援の要請等

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第3節第5「広域応援の要請等」を準用する。

第7節 自衛隊への災害派遣要請

担当 防災総括班

風水害等対策編第2章第11節第5「自衛隊の派遣要請」を準用する。

第8節 救助・救急活動

担当 防災総括班、企画班、福祉こども班、消防班

1 鉄道事業者による救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(県医務課)に報告するものとする。

3 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

4 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効果的な救助・救急活動を行うものとする。

第9節 医療・助産活動

担当 防災総括班、福祉こども班

風水害等対策編第4章第5節第2「医療・助産活動」を準用する。

第10節 消火活動

担当 消防班

1 鉄道事業者による消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関による消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第11節 緊急輸送活動

担当 防災総括班、企画班、都市建設班

風水害等対策編第4章第6節第1「緊急輸送活動」を準用する。

第12節 交通応急対策

担当 防災総括班、企画班、都市建設班

風水害等対策編第4章第6節第2「交通応急対策」を準用する。

第13節 広報・広聴活動

担当 防災総括班、企画班

風水害等対策編第4章第10節「被災者等への的確な情報伝達活動」を準用する。